

日金協発第21-124号
平成21年12月10日

ゴールド

代表者 細野 年之 殿

(日本貸金業協会会員第001555号)

日本貸金業協会
会長 小杉 俊二

会員権の消滅について（通知）

貴殿は、東京都知事より平成21年12月7日付で、貸金業法第24条の6の4第1項第2号の規定に基づき、登録取消し処分を受けました。

これに伴い、貴殿は同日付で定款第9条第2項第2号の規定により協会員たる資格を失ったので、定款の施行に関する規則第11条第2項の規定によりその旨通知します。

以上